慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	ライプニッツの法理論と「近代国際法」(一) : 「法」・「国家」・「主権」・「ユース・ゲンティウム」の観念を題材として
Sub Title	G. W. Leibniz's theory of "law", "state", and "sovereignty" (1) : an inquiry into a "missing link" in the history of the modern law of nations
Author	明石, 欽司(Akashi, Kinji)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2015
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.88, No.11 (2015. 11) ,p.1- 40
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20151128-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ライプニッツの法理論と「近代国際法」（一）

――「法」・「国家」・「主権」・「ユース・ゲンティウム」の観念を題材として――*

明石欽司

序論
第一章　予備的考察：国際法（史）研究におけるライプニッツの位置付け
はじめに
第一節　「国際法」関連文献及び国際法概説書におけるライプニッツ
㈠　一八世紀の「国際法」関連文献におけるライプニッツ
㈡　一九世紀国際法概説書におけるライプニッツ
㈢　二〇世紀以降の国際法概説書におけるライプニッツ
第二節　国際法史研究者の視点からのライプニッツ
㈠　国際法史概説書におけるライプニッツ
(1)　一九世紀末までの国際法史概説書におけるライプニッツ
(2)　二〇世紀以降の国際法史概説書におけるライプニッツ
㈡　国際法史の個別研究におけるライプニッツ
まとめ
（以上、本号）
第二章　ライプニッツの「法」観念
はじめに
第一節　ライプニッツの法認識を巡る若干の特色
第二節　ライプニッツの法観念の基本的構成
まとめと若干の考察
（以上、八十九巻四号）
第三章　ライプニッツの「国家」観念
はじめに
第一節　「社会」
第二節　国家観念を巡る諸問題
第三節　国家の抽象的人格性
まとめと若干の考察
（以上、八十九巻五号）

第四章　ライプニッツの「主権」理論――“Suprematus”観念の分析を中心として（以上、八十九巻六号）
はじめに
第一節　「統治権」観念の錯綜
第二節　“Suprematus”・“summa potestas”・“superioritas territorialis”・“Souveraineté”
第三節　“Suprematus”理論における帝国等族
第四節　“Suprematus”の特質
まとめと若干の考察
第五章　ライプニッツの「国際法」観念（以上、八十九巻七号）
はじめに：ライプニッツの欧州社会観とユース・ゲンティウムを巡る諸観念
第一節　ライプニッツのユース・ゲンティウム理論
第二節　ライプニッツのユース・ゲンティウム理論の内実
まとめと若干の考察
結論

序論

本稿では、ライプニッツ（Gottfried Wilhelm Leibniz: 1646-1716）[1]の著作の国際法史における意義の再評価を行うことを目的として、「近代国際法学」に関連し得る諸観念について彼が提示した理論を（彼の一定の論考から抽出され得る範囲で）紹介し、当該理論に対する解釈を試みる。このようなことを試みることの背景には、筆者（明石）の次のような現状認識と問題意識が存在している。

ライプニッツは、「ニュートンの時代の最も普遍的な天才（the most universal genius）[2]」、「最後の普遍的天才（Universalgenie）[3]」、更には「真の博識家（omniscient）[4]」とも評される人物である。しかし、現在の国際法（学説）史研究において彼が考察の対象になることは殆どない。そもそも、法学的見地から彼の著作が分析・評価されること自体が少ない。一七世紀社会を多面的に捉えた著作において「ロックと同様に、彼［即ち、ライプニッツ］は政治家、パンフレット作者（a pamphleteer）、哲学者、神学者であった」し、「また卓越した歴史家でもあり、

極めて高度な数学者でもあった」[5]（引用文中の［　］は筆者（明石）による。以下同様。）とされていることは、欧米の知的伝統の中で彼と法学の関連性が殆ど意識されてこなかったことを例証していると言ってよいであろう[6]。また、より直接的に「彼［即ち、ライプニッツ］の法学的業績には驚くほど僅かな注意しか払われてこなかった」[7]と指摘する研究者も存在する。確かに、ライプニッツの法学的著作の概要を把握するために法制史概説書を繙いても、我々が知り得るのは極めて僅かな事柄でしかない[8]。それは、ドイツ法制史概説書を繙く場合であってさえも同様なのである[9]。

以上のような学問状況において、国際法学とライプニッツの論考の間に何らかの関係があるのかという問題意識自体が国際法研究者に存在しないことは、むしろ当然のこととも言えよう。しかし、ライプニッツの次のような経歴を勘案するならば、彼の知的関心が法学や外交関係、更には（何らかの意味における）「国際法学的問題」の解明に何ら向かわなかったとすることは不可能であるように思われる。

ライプニッツは、一六四六年にライプツィッヒ（Leipzig）大学の道徳哲学の教授の子として生を享け、一五歳で同大学において法律学を学び、一六六七年に二一歳にしてアルトドルフ（Altdorf）大学法学部より『法における複雑な事案について』（*De casibus perplexis in jure*）[10]と題された論文により博士学位を授与されている[11]。（その際の指導教授（Doktorvater）が国際法理論史においても頻繁にその名前が登場するテクストル（Johann Wolfgang Textor）であった。）ライプニッツはその後、一六六七年から一六七二年にかけて、マインツ選帝侯シェーンボルン（Johann Philipp von Schönborn）（同選帝侯は帝国宰相（Erzkanzler des Reiches）をも務めた。）の宮廷に伺候し[12]、また一六七六年から一七一六年に没するまで三代のブラオンシュヴァイク＝リューネブルク公（ハノーファー公）に仕え、この間に同公家が選帝侯位（一六九二年）及び英国王位（一七一四年）を獲得する過程に参与したのである[13]。

このような経歴を有するライプニッツが法や政治・外交について関心を有しなかったとは考え難い。[14] そして、このことを認識した上で彼の著作群を眺めるならば、その中に近代国際法と関連し得る記述が実際に存在していることを我々は確認できるのである。それにも拘らず、国際法史の観点からライプニッツに取組んだ業績は僅かでしかない。勿論、このことは、本稿（第一章）において確認されるように、ライプニッツの名が国際法概説書やその他の国際法関連著作において全く登場しないということを意味するのではない。問題は、（これも本稿第一章で明らかにされるように）これまでになされてきた国際法学者によるライプニッツへの取組は断片的なものであり、彼の「国際法」理論（仮に「理論」と称することが不適切であるならば、「観念」）を明らかにするという作業は全く試みられていないという点にあるのである。

それでは、なぜライプニッツと国際法学の関係が、そして彼の「国際法」理論が、改めて問われなければならないのであろうか。その理由の一つは、そのような論考がこれまで存在していないという事実そのものにある。しかし、そのような消極的理由のみならず、積極的な、そして、より一層重要な次のような理由も存在する。即ち、「主権国家間の関係を規律する法規範としての近代国際法」が一七世紀中葉以降の欧州国家間関係に妥当し、そのような規範が「現代国際法」に至るまで直線的に発展してきたとする短絡的な理解への疑念に由来する多様な疑問に対する解答の端緒をライプニッツの論考が与えてくれるのではないかという期待である。このことについては更に次のような説明が必要であろう。

筆者は、既に別稿において、一六四八年のウェストファリア条約の中に提示された神聖ローマ帝国とフランス及びスウェーデンとの関係が、近代的な「主権国家の並存体制」と称し得るものではなかったこと、そしてプーフェンドルフ（Samuel Pufendorf）により「何か変則的で、怪物に類似したもの」（irregulare aliquod corpus et monstro simile）[15] とされた同条約以後の神聖ローマ帝国国制が通常考えられてきたよりも遙かに強靱なもので

あったことを確認した[16]。つまり、近代国際法が前提とするような中央集権的領域国家としての近代主権国家が欧州中央部の広大な領域には（少なくとも一七世紀中葉から一九世紀初頭に至るまで）存在していなかったのである。そうであるとするならば、帝国国制が関連する限りにおいて（より具体的には、皇帝及び帝国等族が「外交」を行う場合に）、「主権国家間の関係を規律する法規範としての国際法」という観念は妥当しないことになる。そして実際に、ウェストファリア条約以後であっても、皇帝のみならず、帝国等族も欧州外交の場に参加しているのであるが、彼等は何らの法的規律をも受けることなく（或いは、何らの法的規律の必要性も認識されることなく）、「外交」活動を展開したのであろうか。この疑問に対する或る程度の解答となり得るものが、「ドイツ国際法」（teutsches Völkerrecht, Völkerrecht der Teutschen）論[17]であるが、これだけでは不十分であることは明白である。なぜならば、「ドイツ国際法」論が提唱されたのは主として一七七〇年代から一七八〇年代にかけてのことであって、それ以前の一世紀以上の期間についての理論的空白が存在してしまうからである。また、「ドイツ国際法」論それ自体についてもその理論的展開が充分になされたとは言えないのである[18]。ウェストファリア条約以降の神聖ローマ帝国皇帝及び等族が関わる「外交」関係がいかなる法的規律の対象として認識されたのかという疑問に対する解答をより明確なものとするためには、より一層の考究が必要とされる。その点において、ウェストファリア条約締結の二年前にこの世に生を享け、一八世紀初頭まで欧州外交の舞台で活躍したライプニッツの論考が、そのような考究のための重要な手掛かりとなることが期待されるのである。言わば、筆者にとっての「失われた環」（the missing link）の発見のために踏み込もうとしている対象がライプニッツの諸論考なのである[19]。

尚、「なぜライプニッツと国際法学の関係か」という疑問に対する回答として、本稿における筆者のもう一つの意図について付言しておきたい。それはかつて筆者が別稿で提示・検討を試みた「負の国際法意識」に関わるものである[20]。当該別稿の再論となることを恐れずに述べるならば、「負の国際法意識」とは次のような観念であ

る。

「負の国際法意識」はかつて田中忠により提起され、しかし、十分に論理展開されることのないままに終わった観念である。大沼保昭はこの観念について、「国家論、法理論を論ずるうえで重要な地位を占める思想家が、十分な方法論的枠組のなかで論及され、位置づけられて」おらず、また、「これらの思想家において、国際法が明示的には」「一章ないし一節を費して、あるいはたまたま部分的に論及している明示の『国際法論』に着目し、これを国際法史に組み入れる」というような形でしか論じられていないという状況を生み出す国際法学研究者の側の意識を指すものとしている。そして、この「負の国際法意識」を「国際法学者の側においていかに受け止めるべきかという点にこそ、真の問題は隠されて」おり、「換言すれば、従来の国際法史が右の思想家を取り上げなかったことの意味が検討されなければならない」［傍点強調は原著による。］[21]ことが指摘されている。

このような意識とそれがもたらす学問状況は、まさにライプニッツの国際法学上の評価の現状について妥当するものと考えられる。そして、この「負の国際法意識」が提起する問題の一つとして、ライプニッツが提示した諸理論に内在する国際法学との関連性とその意義の探求を試みることも、本稿執筆に際しての筆者の意図の一つなのである。

以上のような現状認識と問題意識に基づいて本稿における議論は進められるが、その際に若干の留保事項が存在しており、それらについても説明が加えられねばならない。

先ず、この「序論」の冒頭に述べられているように、本稿で試みられる事柄はライプニッツの「国際法」に関連する諸観念についての「全貌」を描写するのではなく、「彼の一定の論考から抽出され得る範囲で」の記述でしかない。このような限定を付することについては、ライプニッツが遺した論考の公刊に関する次のような事情

が存在する。即ち、ドイツで企画され、一九〇〇年に着手されたライプニッツ著作全集（既刊・未刊の全ての論考及び書簡を収録する計画である。）の公刊事業は最終的に一〇〇巻を超える計画であるが、同事業は二〇四八年に完結することが予定されており、本（二〇一五）年までに六〇巻弱が既刊となっているに過ぎず、彼が論じた多くの学問分野の何れについてもその「全貌」を論ずることは不可能と言わざるを得ないのである。[22] そのような資料上の制約（それは、これまでのライプニッツ研究者の誰もが直面した問題であり、それでも彼（女）等は利用可能なライプニッツ著作集に依拠して議論を展開してきたのである。）を自覚した上で（そして、それにも拘らず）、筆者が敢えて「現時点」で前記のようなライプニッツの諸観念について論じようとすることの背景には、前述の通りの国際法学の（更には、法学一般の）観点からのライプニッツへの取組の不十分さという問題が存在している。

次に、本稿における分析及び論述の方法についても説明がなされなければならない。ライプニッツが遺した無数の論考の中で、「国際法学」は固より、「法学」一般に関する記述は断片的なものが多数を占める。その結果として、本稿において展開される議論は、考察の対象とされる事柄に関わる断片的な記述を組み上げるという作業が中心とならざるを得ない。言わば、「寄木細工」（しかも、それは空隙の多いものであろう。）の如きものをもって（しかも、前述のような資料上の制約によって当初から全体像を描き出すことが不可能であるにも拘らず）「全貌」であると主張することが、本稿において採用される論述方法の核心部分に存在する問題点である。そして、このような作業や論述方法は、一人の学者が終生一貫した主張を展開していたことを前提するものであり、そのような前提が一個人のあり方として現実的なものではないとの批判を受けるであろう。[23] そして、このような批判は、同一の著者の論考であっても、各々の作品が書かれた時点で当該著者が置かれていた社会的事情を斟酌して解釈されるべきであるとする基本的思考（所謂“contextualism”）に立つ者から強くなされるであろう。とりわけ、ライプニッツのように現実政治の場で活躍し続けた人物の著作を検討・評価する場合に、このような批判は妥当するで

あろう。しかし、これに対して、少なくとも次の点において、本稿で採用される分析及び論述の方法は擁護され得よう。即ち、「社会的事情」には、「当該個人の個別利益の実現」という事情と「当該個人が置かれた社会体制」という事情が含まれるということである。本稿で考察対象とされるライプニッツの論考には彼が仕えたマインツ選帝侯及びハノーファー公の政治的利益に合致する（そして、それ故にライプニッツと彼の主君との関係が良好なものとなる。）論理が展開されているものがある[24]。また、当該論考をそのように解釈することによって、ライプニッツの（そして、「学者一般」の）論理が内包する政治性を明らかにすることにも何らかの意義は存在するであろう。しかし、このような問題に対して我々は次のように理解することも可能である。即ち、仮に或る論考に示されている論理が当該学者に個人的利益をもたらすものであったとしても、その論理が（少なくとも現在の我々の理解において）「社会科学」に属するものであるならば、その当時の社会の実態や構造を全く反映しないものではあり得ず、当該論理に反映されているそのような実態や構造を把握することがより正確な歴史認識の獲得につながり得るのである。そして、このような理解に立つことは、個別の学者の政治性という、或る意味において自明の事柄を示すことよりも、遙かに大きな学問的意義をもたらすであろう。

また、断片的記述に依拠して「法」、更には「国際法」を巡るライプニッツの認識を包括的に論じ尽くし得ると主張することはできない。（本稿における「寄木細工」には空隙が多い。）しかも、彼のような膨大な量の論考を執筆した（しかもそれらの多くが未刊のままに残された）人物については「空隙の多い寄木細工」に対する評価は、多様なものとなり得るであろう。しかし、本稿に示されるような問題意識をもってライプニッツに取組む先行研究が希少である現状において、たとえ不完全なものであっても一定の研究成果を提示することは是認されると判断されるのである。

更に、本稿における用語乃至は邦訳語についての説明を二つ加えておきたい。

第一に、原語表記に関する説明である。本稿における最重要な観念として、「国際法」・「国家」・「主権」が挙げられ得る。そして、ライプニッツは少なくとも三つの言語（ラテン語、フランス語及びドイツ語）で著述活動を行っており（一部の書簡はイタリア語で書かれているという。[25]）、各々の言語においてそれらの観念を表現している。例えば、現在の「国際法」に「系譜的に」連接し得る用語として、“jus gentium”・“le droit des gens”・“Völkerrecht”が使用されている。これらの用語の訳出に際しての訳語の選択には、当該用語の内実に対する当該訳者の評価が常に伴うという現実的問題が存在している。そのため、本稿において筆者は、各々の用語を各々の言語のままに表記するか各々の訳語に原語を括弧書きで付すこととした。その理由は、これによって、ライプニッツの諸論考から抽出される理論が現在一般に認識されている「国際法」・「国家」・「主権」とどのような関係にあるかという点についての筆者の判断を留保し得ることになり、それ故に最終的な結論に至るまでの議論を「中立的」に展開し得るとの判断にある。[26]

第二に、訳語の統一に関する説明である。本稿における訳語は、当然のことながら、可能な限り統一されるべきである。しかし、ラテン語・フランス語・ドイツ語の単語と日本語の単語の意味内容の非対称性（更には、前三者間の非対称性）を理由として、文脈上の要請から止むを得ず同一の原語に対して異なる邦訳語を当てる場合もある。要するに、訳語の統一よりも、内容の正確性が優先されたかたちでの邦訳がなされているのである。

何れにしろ、これらの事柄は、非欧州言語を使用して「国際法史」の研究成果を公表する者の前に（そして、恐らく、第二点は、欧州言語と非欧州言語を使用して社会科学の研究に従事する全ての者の前に）常に存在する大問題であって、そのような知的取組に挑んだ者たちが共通して感得してきた事柄であろう。

以上のような現状認識、問題意識、そして若干の留保に基づいて、本稿における議論は次のように進められる。

先ず、一八世紀以降の国際法概説書及び国際法史概説書においてライプニッツに与えられてきた評価が確認され（第一章）、次に、ライプニッツの国際法理論を考察する際に必要とされると思われる若干の基礎的観念、特に「正義」及び「法」についての検討が行われる（第二章）。更に、「国際法」観念の構成要素としての「国家」及び「主権」を巡るライプニッツの論述が検討される（第三・四章）。その上で、ライプニッツの「国際法」観念についての考察が行われる（第五章）。

＊ライプニッツ著作略記一覧

以下に掲げられているものは、本稿におけるライプニッツ自身の論考を引用・参照する際の当該論考の略記方法の一覧である。

「全集・著作集」に関しては、本来であれば、「全集」のみに依拠すればよい筈である。しかし、本稿「序論」において触れられているような全集刊行事業の進捗状況を勘案すれば、（ライプニッツに関する諸々の先行研究において行われてきたと同様に）個別の私撰著作集をも活用せざるを得ない。そのため、それらの著作集については、註において編者名により示すこととした。

「原著」に関しては、表題が付されていない論考も存在するため、本稿で引用・参照したライプニッツの論考の全てが挙げられているわけではない。また、各論考の末尾の（　）内の名称は本稿において便宜的に使用されている略称である。

全集・著作集

・Akademie: Deutsche Akademie der Wissenschaften zu Berlin (Hrsg.), *Gottfried Wilhelm Leibniz/ Sämtliche Schriften und Briefe* (Akademie-Verlag, Berlin, 1926-)（註において、この全集からの引用・参照箇所は、系列（Reihe）・巻（Band）・頁の順に、例えば、次のように示されている。Akademie, I, i, 1.）

・Busche: H. Busche (Hrsg. und übers), *Gottfried Wilhelm Leibniz: Frühe Schriften zum Naturrecht* (Hamburg, 2003)

・Dutens: L. Dutens (ed.), *Opera omnia⁄ Gottfried Wilhelm Leibniz ; nunc primum collecta, in classes distributa, praefationibus et indicibus exornata*, 6 v. (Geneva, 1768) (Nachdruck, Olms, Hildesheim, 1989)（註において、この著作集からの引用・参照箇所は、巻（Tomus）・部（Pars）・頁の順に、例えば、次のように示されている。Dutens, I, i, 1.）

・Foucher de Careil: A. Foucher de Careil (éd.), *Œuvres de Leibniz* (publiées pour la première fois d'après les manuscrits originaux, avec notes et introductions), 7 tomes (Paris, 1859-1875)

・Gerhardt: C. I. Gerhardt (Hrsg.), *Die philosophischen Schriften von Gottfried Wilhelm Leibniz*, 7 Bd. (Berlin, 1875-1890) (Nachdruck, Olms, Hildesheim, 1960-1961)

・Grua: *G. W. Leibniz: Textes inédits d'après les manuscrits de la Bibliothèque Provincial de Hanovre*, publiés et annotés par G. Grua, 2 tomes (Paris, 1948)

・Guhrauer: G. E. Guhrauer (Hrsg.), *Leipniz' Deutsche Schriften*, 2 Bd. (Berlin, 1838-1840)

・Klopp: O. Klopp (Hrsg.), *Die Werke von Leibniz gemäß seinem handschriftlichen Nachlasse in der Königlichen Bibliothek zu Hannover*, 9 Bd. (Hannover, 1864)（註において、以上の五著作集（"Foucher de Careil"・"Gerhardt"・"Grua"・"Guhrauer"・"Klopp"）からの引用・参照箇所は、巻（tome: Band: tomus）・頁の順に、例えば、次のように示されている。Klopp, I, 1.）

・Loemker: L. E. Loemker (trans. and ed.), *Gottfried Wilhelm Leibniz: Philosophical Papers and Letters*, 2nd ed. (Dordrecht, 1969)

・Mollat: G. Mollat (Hrsg), *Mittheilungen aus Leibnizens ungedruckten Schriften* (Leipzig, 1893)

・Riley: P. Riley (trans. and ed.), *The Political Writings of Leibniz* (Cambridge, 1972)

原著

Codex: *Codex iuris gentium diplomaticus* (1693)（本稿執筆に際しては、一七四七年版を使用した。）（『類纂』）

Codex (*Praefatio*): *Codicis iuris gentium diplomatici praefatio* (Dutens, IV, iii, 287-309: Klopp, VI, 439-492.)（「序文」）

（「序文」は、後記の『類纂助言』（*Monitum* (*Codex*)）にも、その「第一論文」として収められている。また、その「第二論文」は『類纂補遺』の序文（「補遺序文」）である。但し、『類纂』の一六九三年の初版及び（本稿執筆に際して使用された）一七四七年版の何れの「序文」にも段落番号が付されていないため、引用・参照箇所の明確化を考慮するならば、『類纂助言』を典拠とすることが望ましいものと判断される。そのため、「序文」からの引用・参照箇所は、本稿の註において、例えば、次のように示されている。*Codex* (*Praefatio*) (*Monitum* (*Codex*), I, i.). (Dutens, IV, iii, 287-288.))

Cogitationes: *Cogitationes de iis quae juxta praesens jus gentium requiruntur* (Dutens, IV, iii, 497-502.)（『思考』）

Contra Severinum: *Contra Severinum de Monzambano* (1668-1670) (Klopp, I, 161-163.) (Vgl., *In Severinum de Monzambano* (Akademie, IV, i, 500-502.))（『プーフェンドルフ批判』）

De jure et justitia: *De jure et justitia* (1677-1678?) (Grua, II, 618-621.)（『法及び正義論』）

De jure suprematus: Caesarinus Fürstenerius (Leibniz), *Tractatus de Jure Suprematus ac Legationis Principum Germaniae* (1677) (Dutens, IV, iii, 329-496: Klopp, IV, 1-305.)（但し、Dutens は第二（一六七八年）版を収めている。）（『*Suprematus* 論』）

De iustitia: *De iustitia et novo codice* (1678?) (Grua, II, 621-624.)（『正義論』）

De justitia et jure: *De iustitia et jure* (1677-1678?) (Grua, II, 614-617.)（『正義及び法論』）

De scientia juris: *De scientia juris* (1677/78) (Grua, II, 614.)（『法の学問』）

De tribus gradibus: *De tribus juris naturae et gentium gradibus* (1678?) (Mollat, 8-18.)（『三段階論』）

Dialogue: *Dialogue entre un habile politique et un ecclésiastique d'une piété reconnue* (*Dialogue sur des sujets de religion*) (1677) (Foucher de Careil, II, 512-546.)

Elementa: *Elementa juris naturalis* (1670-1671?) (Akademie, VI, i, 431-485.)（『自然法の基礎』）

Entretiens: *Entretiens de Philarète et d'Eugène sur la question du temps agitée à Nimwegue touchant le droit d'Ambassade des Electeurs et Princes de l'Empire* (1677) (Klopp, III, 333-380.)（『対談』）

Epistola (*Burnett*): *Briefwechsel zwischen Leibniz und Thomas Burnett de Kemneh* (1695-1714) (Gerhardt, III, 149-329.)

(『バーネット宛書簡』)

Epistola (*Conring*): *Briefwechsel zwischen Leibniz und Conring* (1670-1678) (Gerhardt, I, 153-206.)(『コンリンク宛書簡』)

Epistola (*Graevius*): *Brief an Joh. Georg Graevius* (6./16. April 1670) (Akademie, I, i, 88-90.)(『グラエヴィウス宛書簡』)

Epistola (*Hobbius*): *Brief an Hobbes* (1670-1673) (Gerhardt, I, 82-87.)(『ホッブズ宛書簡』)

Epistola (*Tenzelius*): *Epistola ad D. Tenzelium, in qua contra Pfannerum defenditur foedus inter Carolum Regem Galliae et Duces Saxoniae Fredericum atque Guillelmum an. 1444. Initum* (Dutens, IV, ii, 248-251.)(『テンツェリウス宛書簡』)

Essai de démonstrations politiques: *Essai de démonstrations politiques touchant l'élection au trône de Pologne* (1669) (Foucher de Careil, VI, 1-18.)

Grundriss: *Grundriss eines Bedenkens von Aufrichtung einer Societät in Deutschland zu aufnehmen der Künste und Wissenschaften* (ca.1670?) (Foucher de Careil, VII, 27-63.)

Le Portrait du Prince: *Le Portrait du Prince tiré des qualitez et des vertus heroïques de S. A. S^me^ Msgr. Jean Friederic duc de Bronsvic et de Lunebourg* (ca.1679) (Klopp, IV, 459-488.)(『肖像』)

Mantissa: *Mantissa codicis juris gentium diplomatici* (Hanover, 1700)(『類纂補遺』)

Mantissa (*Praefatio*): (Dutens, IV, iii, 309-328.)(「補遺序文」)

(「補遺序文」は、後記の『類纂助言』(*Monitum* (*Codex*)) にも、その「第二論文」として収められている。前述の『類纂』の「序文」の場合と同一の理由から『類纂助言』を典拠とする。また、註における表記方法も同様である。)

Médiation: *Médiation sur la notion commune de la justice* (1702?) (Mollat, 41-70.)(『省察』)

Monita (*Pufendorfius*): *Monita quaedam ad Samuelis Puffendorfii* [*sic*] *principia* (Dutens, IV, iii, 275-283.)(『忠告』)

Monitum (*Codex*): *G. G. Leibnitii de suo codice juris gentium diplomatico monitum* (Dutens, IV, iii, 285-286.)(『類纂助言』)

(この文献は、導入部分と、第一論文 (Dissertatio I) 及び第二論文 (Dissertatio II) から成っており、各々が複数の

段落を含んでいる。註において、この文献からの引用・参照は、論文・段落の順に、例えば、“*Monitum* (*Codex*), I, i.” のように記すこととする。但し、導入部分については、段落のみを記す。）

Notae: *Notae in tabulam jurisprudentiae* (1696?) (Grua, II, 801-808.)（『註解』）

Nouveaux essais: *Nouveaux essais sur l'entendement humain* (1704)（但し、公刊はライプニッツ死後の一七六五年）(Gerhardt, V, 39-509.)（註において、この文献からの引用・参照は、篇（livre）、章（chapitre）の順に、例えば、“*Nouveaux essais*, I, i.” のように記す。）（『人間悟性新論』）

Nova methodus: *Nova methodus discendae docendaeque jurisprudentiae, ex artis didacticae principiis in parte generali praemissis, experientiaeque luce* (Juxta exemplar Lipsiae & Halae anno 1748. Editum) (Dutens, IV, iii, 159-230.)（但し、一五九―一六二頁はヴォルフによる序文であり、一六二―二二〇頁がライプニッツ執筆部分である。）（『法学新方法』）

（尚、『法学新方法』は、その一六六七年（フランクフルト）版が Akademie (VI, 1, 261-361.) にも収められているが、Duten 所収の版とは節（§）番号に相異が存在する。本稿の註に示されているこの論考からの引用・参照箇所の節番号は Duten 所収の版に従っている。）

Observationes: *Observationes de principio juris* (Dutens, IV, iii, 270-275.)（『法原理考察』）

Observations sur le projet: *Observations sur le projet d'une paix perpétuelle de l'Abbé de St. Pierre* (Foucher de Careil. IV, 56-60.)（『永久平和論考察』）

Principes de la Nature: *Principes de la Nature et de la Grace, fondés en raison* (1712-1714?) (Gerhardt, VI, 606-623.)（『自然原理』）

Securitas publica: *Securitas publica interna et externa* (1670) (Akademie, IV, i, 133-214: Foucher de Careil, VI, 19-252.)（『公共の安全』）

Specimen: *Specimen demonstrationum politicorum pro Rege Polonorum eligendo* (1669) (Akademie, IV, i, 3-98: Dutens, IV, iii, 522-630.)（『模範』）

Systema iuris: *Systema iuris* (1695-1697?) (Grua, II, 819-838.)（『法の体系』）

Théodicée: Essais de Théodicée sur la bonté de Dieu, la liberté de l'homme et l'origine du mal (1710) (Gerhardt, VI, 21-375)（『弁神論』）

Tractatio: Tractatio (après 1690-1695?) (Grua, II, 797-801.)（『考察』）

Vom Naturrecht: Vom Naturrecht (1690-1698) (Guhrauer, I, 414-419.)（『自然法論』）

（1） "Leibniz" は "Leibnitz" と綴られることがある。本稿で彼の名前が引用される際には、全て引用元の綴りに従っている。また、ドイツにおいて彼の名は「ライプニッツ」とも「ライプニッツ」とも発音されているが、本稿では「ライプニッツ」としている。

（2） A. E. Taylor, *Philosophical Studies* (1934) (reprint, Arno Press, New York, 1976), p.262.

（3） A. Verdross, *Abendländische Rechtsphilosophie* (Wien, 1958), S.129.

（4） J. Macdonell, "Gottfried Wilhelm von Leibnitz"; in J. Macdonell/E. Manson, *Great Jurists of the World* (Boston, 1914), p.283.

（5） G. N. Clark, *The Seventeenth Century*, 2nd ed. (Oxford, 1947), pp.264-265. 本文引用部分は「哲学」と題された章（*Ibid.*, pp.252-269.）で登場する。この文献においてライプニッツへの言及が見られる他の箇所は「数学と科学」と題された章の中にある。（*Ibid.*, pp.236 *et* 240.）因みに、「国際法と外交」という章も設けられ（*Ibid.*, pp.124-139.）、グロティウス（Hugo Groitus）やズーチ（Richard Zouche）等が紹介されているが、ライプニッツへの言及はない。

（6） 同様のことは日本における研究動向にも妥当する。日本における本格的なライプニッツ研究の嚆矢となったと思われる下村寅太郎の『ライプニッツ研究』（初版一九三八年）では、下村の専門領域である哲学のみならず、数学・論理学等の分野でのライプニッツの業績も紹介されているが、彼の法学的業績には触れられていない。（尚、本稿執筆に際しては、次の文献に収められたものを参照した。『下村寅太郎著作集7』（みすず書房、一九八九年）一―二一〇頁。また、近年公刊された次の文献でも同様である。酒井潔・佐々木能章（編）『ライプニッツを学ぶ人のために』（世界思想社、二〇〇九年）。

（7） R. Berkowitz, *The Gift of Science: Leibniz and the Modern Legal Tradition* (Cambridge, Massachusetts/London,

2005), p.13.

（8） 例えば、近世・近代欧州の法学者の業績を通観する次の文献において、ライプニッツは独立した考察対象としては登場せず、僅かに「コラム」の中で紹介されているにとどまる。勝田有恒・山内進（編著）『近世・近代ヨーロッパの法学者たち――グラーティアヌスからカール・シュミットまで――』（ミネルヴァ書房、二〇〇八年）二一〇頁（田中実担当）。

（9） 一例として次の文献を見よ。H. Mitteis, *Deutsche Rechtsgeschichte*, neubearbeitet von H. Lieberich, 18., erw. u. erg. Aufl. (München, 1988), S.161 u. 343.

（10） Akademie, VI, i, 231-256; Dutens, IV, iii, 45-67. 但し、Dutens には一六七二年（フランクフルト）版が収められている。

（11） ライプニッツは、二〇歳の時にライプツィッヒ大学法学部に博士学位請求論文を提出したが、学位授与は認められなかった。その理由は彼の年齢（当時の同大学での博士号取得者は通常三〇歳以上であったことから、若年に過ぎるとの理由で学位授与を拒否された。）にあるとされるのが通常である。しかし、次の文献においては、同学部の学部長夫人の不興をライプニッツが買ったとの説も紹介されている。R. Ariew, "G. W. Leibniz, Life and Works"; in N. Jolley (ed.), *The Cambridge Companion to Leibniz* (Cambridge, 1995), p.20.

（12） マインツの宮廷に伺候するようになったのは、マインツ選帝侯の宰相であったボイネブルク（Johann Christian von Boineburg (Boyneburg)）の知遇を得た結果であるとされている。この時点で、ライプニッツはアルトドルフ大学からの勧誘を受けていたが、当時の帝国内で（更には、欧州においても）政治的影響力を有したこの人物との交流によって、大学ではなく政治実務の世界を選択することになったという。下村、前掲書、二四―二七頁。Ariew, *op.cit.*, p.21.

（13） ライプニッツの伝記としては、次の三著が（古くはあるが、依然として）優れている。G. E. Guhrauer, *Gottfried Wilhelm Freiherr von Leibnitz: Eine Biographie*, 2 Bd. (Breslau, 1842); K. Fischer, *Gottfried Wilhelm Leibniz: Leben, Werke und Lehre* (Heidelberg, 1902); G. Stammler, *Leibniz* (München, 1930). また、ライプニッツの経歴を法学との関わりという観点から論じたものとして、次の文献がある。H.-P. Schneider, *Justitia Universalis:*

Quellenstudien zur Geschichte des christlichen Naturrechts bei Gottfried Wilhelm Leibniz (Frankfurt a. M., 1967) (im Folgenden zitiert als "*Justitia Universalis*"), S.27-117.

（14）フリートリッヒは次のように指摘している。「法と政治（law and politics）はライプニッツの中心的関心事項であった。法律家として訓練された彼は、法学及び法哲学の主題に終生の関心を維持した。実際的経世家（politician）・外交官・政治家（statesman）としての、そして数多の学問的・科学的企図の組織者としての彼は、力の世界についての感覚と統治及び国家についての理解（それらは数多の著作と彼の書簡に反映されている。）を獲得した。しかし、形而上学者及び数学者としての彼の業績を特徴付ける並外れた創造的独創性は、我々がここで関心を寄せる分野では欠如しているように思われるであろう。それとは逆の繰り返し提起される主張は、法及び政治に関する第一級の思想家としてのライプニッツを確立することに成功を収めてこなかった。基本的に奇抜な洞察は何ら彼に帰され得ないのである。」C. J. Friedrich, "Philosophical Reflection of Leibniz on Law, Politics, and the State", *Natural Law Forum*, vol.XI (1966) (hereafter referred to as "Philosophical Reflection"), p.79.

（15）Severinus de Monzambano [Samuel Pufendorf], *De Statu Imperii Germanici* (1667) (Nachdruck, K. Zeumer (Hrsg), *Quellen und Studien zur Verfassungsgeschichte des Deutschen Reichs in Mittelalter und Neuzeit*, Bd. III (Weimar, 1910)), c.VI, §9.このような「怪物に類似した」存在について、ヘーゲルが或る著作の冒頭で、「ドイツはもはや国家ではない」（Deutschland ist kein Staat mehr）としたのは一八〇二年のことであった。G. W. F. Hegel, *Die Verfassung Deutschlands* (1802) (G. W. F. Hegel, *Frühe Schriften, Werke I* (Frankfurt a. M., 1986)), S.461.

（16）拙著『ウェストファリア条約――その実像と神話』（慶應義塾大学出版会、二〇〇九年）。

（17）「ドイツ国際法」論に関しては、次の文献を見よ。柳原正治「神聖ローマ帝国の諸領邦の国際法上の地位をめぐる一考察――一八世紀後半における理論状況を中心として」松田保彦・山田卓生他（編）『国際化時代の行政と法（成田頼明先生横浜国立大学退官記念）』（良書普及会、一九九三年）六八二頁：同「いわゆる〈ドイツ国際法〉論をめぐる一考察」柳原正治（編）『国際社会の組織化と法（内田久司先生古稀記念論文集）』（信山社、一九九六年）八一―一一五頁。

（18）「ドイツ国際法」を正面から論じた研究書は多くない。カンプツ（Karl Albert von Kamptz）による一八世紀末

の国際法関連文献の目録には九点が挙げられているにとどまる。K. A. von Kamptz, *Neue Literatur des Völkerrechts von 1784 bis 1794* (Berlin, 1817) (Neudruck, Aalen, 1965), S.56-58. また、「ドイツ国際法」論の代表的学者の一人と評価されてきたギュンター（Karl Gottlob Günther）自身も、「帝国等族の相互間の、そして他の欧州諸国に対する多様な関係はそれに対応する使節権の固有の考究に値した」が「[そのような考究は] 殆どなされることはなかった」として、帝国等族固有の対外的規範の存在を認識し、その考究の必要性を論じていた。K. G. Günther, *Grundriß eines europäischen Völkerrechts nach Vernunft, Verträgen, Herkommen und Analogie, mit Anwendung auf die teutschen Reichsstände* (Regensburg, 1777), S.56-57.

(19) ここで、本来であれば、記述するべきではないかもしれない、些か個人的な事情についても記すことをお許し願いたい。筆者がライプニッツの著作に取組む契機となったのは、ウェストファリア条約に関する拙著の脱稿と同時に生じていた疑問に対する解答の端緒を与えてくれた人物との偶然の出会い（「出会い」は常に「偶然」であるが）である。当該拙著の脱稿時に発生し始めていた疑問とは、次のようなものであった。即ち、ウェストファリア講和会議に際して、フランス国王の使節が「主権」（Souveraineté）という文言乃至観念を講和条約の中で使用することを主張した（そして、その主張は執拗なものであったとされている。）のに対して、皇帝側はこれに頑強に抵抗し、最終的にこの文言乃至観念は採用されなかったようであるが、それでは、一六四八年以降の帝国において「主権」観念はどのように位置付けられ（そして、やがては受容され）たのであろうか。この疑問に対する解答を模索していた時期に、オックスフォード大学出版局による或る著作の出版計画（それは最終的に次の作品に結実することになる。B. Fassbender/A. Peters, *et al.* (eds), *The Oxford Handbook of the History of International Law* (Oxford, 2012). 同著の中での筆者の担当部分は次の通りである。"Japan and Europe" (pp.724-743) and "Cornelius van Bynkershoek (1673-1743)" (pp.1110-1113).）に沿った会合（それはスイスの或る閑静な都市で開催された「合宿」とも称すべきものであった。）で出会った人物が、本稿中でも幾度か引用・参照されている文献（J. E. Nijman, *The Concept of International Legal Personality: An Inquiry into the History and Theory of International Law* (The Hague, 2004).）の著者であるネイマン（Janne Elisabeth Nijman）博士であった。同博士から彼女自身の博士論文の内容の説明を受けるという機会に恵まれ、その中で国際法とライプニッツの関係も語られたのであった。そして、それ以来ライプ

ニッツの論考を読み進め、僅かながらではあるが、一七世紀後半から一八世紀前半の神聖ローマ帝国における「主権」理論を巡る状況が理解できるかもしれないと思えるようになり、それが本稿執筆の直接的契機となったのである。

(20) 拙稿「ジャン＝ジャック・ルソーによる『国際法』理論構築の試みとその挫折（一）――啓蒙期国際法理論研究の手掛かりとして」『法学研究』（慶應義塾大学）第七七巻第八号（二〇〇五年）（以下、「ルソー（一）」とする。）七―八頁及び註(39)・(40)。

(21) 大沼保昭「序」同（編）『戦争と平和の法』（東信堂、一九八七年）五頁及び一四頁註(7)。

(22) ブシェ（Hubertus Busche）によれば、七万五〇〇〇点に及ぶ学術的な手稿と一万五〇〇〇点もの書簡がライプニッツの遺稿として確認されているという。Busche, Einleitung, S.XII.

(23) ライプニッツについても、思想的転換の跡が看取される。本稿第二章第一節(一)(2)において確認されるように、彼の神学的及び法学的な思考は、当初の主意主義的なものから後に主知主義的なものへと転換しているのである。

(24) 例えば、ハノーファー公はナイメーヘン講和会議中の一六七五年に自身の使節が皇帝や諸国王の、或いは少なくとも選帝侯やイタリアの諸君主の使節と同等の扱いを受けるための努力を重ねており、その主張のための法的及び歴史的根拠の提出をライプニッツに要請し、それに応えたものが『*Suprematus* 論』であったとされている。H. Steiger, "Supremat—Außenpolitik und Völkerrecht bei Leibniz", in F. Weiderbeck/I. Dingel/W. Li (Hrsg), *Umwelt und Weltgestaltung: Leibniz' politisches Denken in seiner Zeit* (Göttingen, 2015) (im Folgenden zitiert als "Supremat"), S.137.

(25) 酒井潔「テクストについて」、酒井・佐々木（編）、前掲書、一九四頁。

(26) 尚、ライプニッツの用語において、"jus gentium" に対応するものとして "jus civile" が使用されている。この語の邦訳語としては「市民法」・「国内法」・「国家法」等々が考えられるが、本稿においては「国家法」で統一する。何故ならば、ライプニッツは『正義及び法論』において、"jus civile" に次のような定義を与えているからである。"Ius civile est quod civitati placuit." *De justitia et jure*. (Grua, II, 615.)

第一章　予備的考察：国際法（史）研究におけるライプニッツの位置付け

はじめに

本章では、国際法学の歴史においてライプニッツがどのように扱われてきたのかという点についての確認が試みられる。それは、次のような理由による。即ち、「国際法」学に関連し得るライプニッツの諸理論の考察を試みる本稿にとって、国際法（研究者）の側が彼の理論をどのように受容したのか（或いは、受容しなかったのか）を確認することは、国際法史研究総体の中での本稿の意義を確認するための必須の作業であると思われるからである。その意味において、本章は本稿全体の予備的考察として位置付けられることになる。

以下、本章では、ライプニッツの活動の末期である一八世紀初頭以降の「国際法」関連文献と一九世紀以降の国際法概説書におけるライプニッツ評価を確認し（第一節）、国際法史研究におけるライプニッツの評価を国際法史概説書と個別の国際法史関連論考に区分して行う（第二節）。

第一節　「国際法」関連文献及び国際法概説書におけるライプニッツ

㈠　一八世紀の「国際法」関連文献におけるライプニッツ

一八世紀前半の「国際法」関連文献においてライプニッツの名が登場することは殆どないように思われる。例えば、バインケルスフーク（Cornelius van Bynkershoek）の三つの「国際法」関連著作、即ち、『海洋領有論』[27]、『使節裁判権論』[28]及び『公法の諸問題』[29]ではライプニッツへの言及は見出されない。また、ライプニッツ哲学の影響下にあったとされる（そして、ライプニッツの『法学新方法』（一七四八年版）の序文[30]を執筆した）ヴォルフ（Christian Wolff）は、『科学的方法により演繹された国際法』[31]においてライプニッツに触れていない。このように、

ライプニッツへの言及がない「国際法」関連文献は一八世紀後半にも見られ、例えば、モーザー（Johann Jacob Moser）の『平時欧州国際法要理』[32]がそれに該当する。

これに対して、ヴァッテル（Emer de Vattel）は、彼の主著『国際法』[33]の公刊（一七五八年）以前の一七四一年に『ライプニッツ体系の弁護』（*Défense du système leibnizien*）を上梓しており、ライプニッツの著作に親しんでいたものと推測される。『国際法』においては、本文中にライプニッツの名が『類纂』と共に登場し、更に註において同書所収の二事例が紹介されている[34]。また、本文中に挙げられた事例の典拠として『類纂』が註で挙げられている箇所もある[35]。同様に、無主地の国家による先占に関する記述に関連して、註で二つの教皇教書が紹介されており（一四九三年のアレクサンデル六世のものと一四五四年のニコラウス五世教皇のもので、前者の引用はかなり長い。）、その典拠が『類纂』とされている[36]。以上は何れも『類纂』を事例の典拠とするものであるが、公有物の私人への譲渡に関する規則について、註においてライプニッツの見解が『類纂』の「序文」から引かれている箇所[37]があり、これはライプニッツの理論的側面が紹介されている唯一の箇所である。

ヴァッテルの『国際法』における場合と同様に、マルテンス（Georg Friedrich von Martens）の『条約と慣習に基づく実定欧州国際法入門』においてもライプニッツへの複数の言及が見られる。それらにおいては、本文中でライプニッツの名が挙げられ、それとの関連で註に『類纂』が登場している箇所[38]や註で条約集として『類纂』が紹介されている箇所[39]（以上は何れも同書の序論（Einleitung）に登場する。）、また註で『類纂』の「序文」が示されるなどしている。但し、マルテンスは『類纂』だけにとどまらず、『*Suprematus* 論』にも言及[40]しており、これがヴァッテルとの比較において異なる点となっている。

このように、一八世紀を通じてライプニッツへの言及を行う「国際法」関連文献は少数ながら存在している。但し、そこで引用又は参照されている文献は殆どの場合において『類纂』なのである。

㈡　一九世紀国際法概説書におけるライプニッツ

一九世紀の国際法概説書におけるライプニッツへの言及についても、一八世紀における状況と大きく異なることはないように思われる。即ち、一九世紀を通じて殆どの国際法概説書においてライプニッツに関する叙述は見出され得ず[41]、また、彼の名が登場する場合であっても、「国際法文献一覧」のような箇所で『類纂』のみが挙げられる国際法概説書が若干存在する程度なのである[42]。この「国際法文献一覧」における『類纂』の取扱いという点に関連させるならば、同世紀初頭に公刊されたザールフェルト（Friedrich Saalfeld）の『実定国際法便覧』は、彼への関心の欠如を象徴的に示しているように思われる。即ち、同書中には「公文書、資料及び条約の集成」の一覧が付されており、そこにはデュモン（Jean Dumont (Du Mont)）が編纂した条約集やルッセ（Jean Rousset de Missy）によるもの等が挙げられているが、ライプニッツの『類纂』は登場していないのである[43]。

このような状況の中で、ライプニッツへの若干詳しい言及がなされている概説書も存在している。一九世紀前半の著作では、例えば、一八一七年に公刊されたシュマルツ（Theodor von Schmalz）の『欧州国際法八篇』[44]においては、「欧州国際法」の形成過程に関する章（第二篇第三章）の中で、ライプニッツの名がグロティウスやプーフェンドルフと共に登場するが、そこではライプニッツが慣習国際法について論じていることや「国際法学を巡る諸々の作業を容易にするため」の条約集の最初の作成者であることが紹介されている[45]。また、同書巻末の「欧州国際法文献一覧」（Bibliographie du droit des gens européen）の中の「条約集」の項目の冒頭に『類纂』と『類纂補遺』が挙げられている[46]。

カルテンボルン（Carl Baron Kaltenborn von Stachau）の概説書においても、「実定国際法の淵源集（Quellensammlungen）」と題された節の中でライプニッツが「最初のより包括的な集成」（das erste umfassendere Sammelwerk）である『類纂』を一六九三年に公刊し、続いて一七〇〇年に『類纂補遺』を公刊したことが紹介されている。但し、カ

ルテンボルンはこれらの条約集が「外交的に不正確（diplomatisch ungenau）であり、純粋に国内法上の資料を多く含んでいる」との指摘を行っている。[47]

カルテンボルンの概説書と同程度にライプニッツへの言及が行われている文献がクリューバー（Johann Ludwig Klüber）の一八二一年公刊の概説書である。同書では、本文中で各著者の名が挙げられることなく、本文に関係する文献が各節（§）の註で挙げられている。ライプニッツの名は、キリスト教諸国の国家連合（Staatenbund）という構想を述べた者として、グロティウスと共に[48]、プーフェンドルフの理論が紹介された後にその反対者としてラッヘル（Samuel Rachel）等と共に[49]、条約集の編纂者としてリューニッヒ（Von J. C. Lünig）に続いて[50]、各々登場する。更に、主権に関する議論の中で、その正当化が国家の政治的（影響）力に依存しない旨が本文で論じられた箇所の註として、ライプニッツがそれに依存するとしたことが紹介され[51]、また、元首（Regenten）が外国領域内に平和的に滞在できるという意味での域外性（Exterritorialität）について、それが「自然国際法」（das natürliche Völkerrecht）に属するとする者が先行して挙げられ、それに異議を唱える者としてプーフェンドルフ、バルベイラック（Jean Barbeyrac）等と共にライプニッツ（『*Suprematus* 論』）が紹介されている。[52]

一八三六年にその初版が刊行されるホィートン（Henry Wheaton）の『国際法要論』[53]では二箇所でライプニッツの名前が登場する。その一つでは、「グロティウスが功利性の原則（the principle of utility）の中に自然国際法（the Natural Law of Nations）の淵源を求めたならば、疑念の余地なく、彼はより成功していたであろう」とされた上で、「同原則は、ライプニッツにより曖昧に提示され、カンバーランド（Cumberland）によって明確に表明及び採用され、更にそれに続く殆ど全ての著者によって、国際道徳の試金石（the test of international morality）として受容されたのである」とされている。[54]他の箇所では、「ライプニッツは、諸国家の黙示的合意によって設

定されるものとしての意思法（voluntary law）について論じている」とし、『類纂』の「序文」が英訳され、引用されている。（但し、その英訳は必ずしも正確とは言えないものである。[55]）

更に、一九世紀後半の著作としては、次のものが挙げられ得る。先ず、ハレック（Henry W. Halleck）の概説書においては、「歴史の素描」（Historical Sketch）の中で、ライプニッツが「哲学及び法に関する膨大な著作の著者」であったが、「国際法学に関する完成された論文を何ら残さなかった」ことが指摘され、国際法学に関する彼の見解は、就中、『類纂』中に示されているとされている。[56] また、一八八四年公刊のロリマー（James Lorimer）の概説書では計三箇所でライプニッツについて触れられている。それらの内の二箇所では、ライプニッツの国際法学への貢献（但し、具体的な貢献内容の記述はない。）が、彼の哲学者としての経歴（his philosophical career）に基づくものであることが指摘され、[57] また、彼が「調和」（harmony）の観念の下でキリスト教世界の統合を説いたが、その思想を完全に体系化することはなかった旨が指摘されており、[58] 彼の思想家としての貢献に力点が置かれている。残る一箇所では、グロティウスの意思法（jus voluntarium）観念を巡る問題点が論じられた後に、ロリマーの執筆当時にトレンデーレンブルク（Adolph Trendelenburg）により公刊されたライプニッツの自然法に関する未公刊断章の紹介が行われ、ライプニッツがそれまで知られていた以上に国際法の実定法化に反対していたこと、更に「ライプニッツがプーフェンドルフとの間で確かに同意できる範囲を発見することを妨げたのは、プーフェンドルフの退屈さに対するライプニッツの忍耐の欠如であったのであり、彼自身が時々意思法（jus voluntarium）という不幸な表現を使用し続け、そのことがプーフェンドルフを脅かし、彼の追従者を誤りへと導いたのである」とされている。[59]

以上の他、一八七一年以降漸次四巻（但し、第四巻は国際私法を扱っている。）が公刊されたフィリモア（Sir Robert Phillimore）の概説書の第二版では、少なくとも五箇所でライプニッツへの言及がなされており、それら

は次のようなものである。先ず、「国際法の法源」におけるローマ法の重要性が論じられる中で、彼の所論が紹介されている[60]。また、「宗教と国家」[61]やローマ教皇の国際的地位[62]といった問題に関する議論においてもライプニッツの名が登場している。更に、戦争が条約の効力に及ぼす影響に関する議論[63]や国際公法に関する結論部分[64]でも彼の著作からの引用が行われている。これらの中の三箇所は『類纂』又はその「序文」からのものである。

㈢　二〇世紀以降の国際法概説書におけるライプニッツ

二〇世紀を迎えると国際法概説書におけるライプニッツへの言及はそれ以前にも増して稀となるように思われる。即ち、同世紀初めに公刊されたウェストレイク（John Westlake）[65]、ローレンス（Thomas J. Lawrence）[66]、ハーシー（Amos S. Hershey）[67]等の各々の概説書にはライプニッツへの言及は全く見出されず、また、一九〇五年公刊のオッペンハイム（Lassa F. L. Oppenheim）の概説書では、条約集の一覧の中に『類纂』と『類纂補遺』が挙げられているに過ぎず[68]、戦間期においても、例えば、フェンウィック（Charles G. Fenwick）[69]、アンツィロッティ（Dionisio Anzilotti）[70]の概説書においてライプニッツの名は見出されない。更に、戦間期（一九二八年）にその初版が上梓されたブライアリー（James L. Brierly）の概説書は第二次大戦後の改訂版でもライプニッツへの言及が見られない[71]。このブライアリーの著作に典型的に見られるように、第二次大戦後の大半の国際法概説書においてライプニッツへの言及は見られないのである。

以上のような状況の中で、ライプニッツの名前が登場する国際法概説書も、僅かではあるが、存在している。例えば、ベルバー（Friedrich Berber）のそれでは、「国際法の法源」に関する記述における「条約及び外交文書の集成」中の「重要な私撰条約集成」の冒頭に『類纂』と『類纂補遺』が挙げられている[72]。また、ハイデ（Friedrich August Freiherr von der Heydte）は、「国際法学の発展」の中の「プロテスタント期：グロティウスか

らヨハン・ヤーコプ・モーザーまで」において、「プーフェンドルフの重要な弟子及び後継者」として、トマジウス（Christian Thomasius）と共にライプニッツの名を挙げている。[73]（但し、本稿における検討[74]から理解されるように、このようにプーフェンドルフとライプニッツの関係を理解することには大きな疑問が残る。）また、ソーレンセン（Max Sørensen）が編者となった概説書においては、「国際法の歴史的起源」の中で、トルコに対する欧州或いはキリスト教世界の防衛が、一四世紀から一七世紀末までの「ダンテからライプニッツまで」の著作の精神である旨の記述がなされている箇所のみにライプニッツの名が登場している。[75]

以上のように、二〇世紀以降の国際法概説書において、ライプニッツへの言及がなされることは殆どない。また、彼の名が登場する国際法概説書も存在するが、それらにおける扱いは次の二つに大別可能である。一つは、オッペンハイム及びベルバーのように、『類纂』及び『類纂補遺』の編者としてライプニッツを紹介するものであり、他は、ハイデ及びソーレンセンのように、国際法史の或る文脈の中で付随的にライプニッツの名を挙げるものである。

このような国際法概説書におけるライプニッツの取扱い状況に比較した場合、国際法史概説書や国際法史関連の専門研究では何らかの相異が見出されるのであろうか。

第二節　国際法史研究者の視点からのライプニッツ

㈠　国際法史概説書におけるライプニッツ

(1)　一九世紀末までの国際法史概説書におけるライプニッツ

本節では、先ず、一九世紀末までの国際法史概説書におけるライプニッツに関する記述を概観することとしたい。

一七九五年に公刊され、国際法史概説書の嚆矢となったと考えられるワード（Robert Ward）の著作『ギリシア及びローマの時代からグロティウスの時期までの欧州における国際法の基盤と歴史の探究』[76]においては、その表題からも理解されるように、ライプニッツは論述の対象外とされている。また、一九世紀中葉のピュッター（Karl Th. Pütter）の著作『国際法史及び学術論文集』では、少なくとも五箇所[77]でライプニッツの名が登場するが、それらは何れも「中世国際法史」に関する記述の中の註におけるものであり、また四箇所は『類纂』に掲載されている事例に関するものである。更に、一九世紀末に上梓されたウォーカー（Thomas A. Walker）の『国際法史』においては、中世におけるローマ教皇と神聖ローマ皇帝が共に国際的仲裁者となることに失敗したこととの関連で、仮に教皇（Hildebrand）の理想が実現したとしたならば「ライプニッツのような理論家の熱望（aspiration）を満足させたであろう」という、全くの傍論としてライプニッツの名が登場するのみである[78]。これらの著作とは異なり、一八四一年にその仏語初版が上梓されるホィートンの『欧州国際法発展史』[79]の英語初（一八四五年）版[80]では二箇所でライプニッツについて彼の著作に関する実質的な議論が次のように展開されている。

その内の一箇所では、先ず、プーフェンドルフの自然法理論の問題点をホィートン自身が示した後に、「これらの［ホィートンが提示した］欠点が、プーフェンドルフを『不充分な法律家であり、哲学者では全くない人物』（*Vir parum jurisconsultus, et minime philosophus*）としたとされるライプニッツの厳しい評価を殆ど正当なものとするように思われる」とした上で、『忠告』の論述を約一頁にわたって紹介している。そして、「この［プーフェンドルフの自然法理論に関するライプニッツの］見解は彼の同時代人の幾人かによりプーフェンドルフに対して与えられた過度の賞賛とは著しい対比をなす」とされている[81]。このライプニッツのプーフェンドルフ批判に関する部分に続いて、ホィートンは、（「生きている人間を教育するためにローマの死語［即ち、ラテン語］で［学者達が］著述した[82]」という）当時のドイツの学問状況ついて論じ、そのような状況の中で「トマジウスは公開講義における

教育のためにドイツ語を初めて使用し、ライプニッツは哲学的議論のためにフランス語を使用した」と述べ、そこから更に約一頁にわたりライプニッツの法理論を紹介している。(83)

他のライプニッツへの言及は、領事の免除に関する議論において行われている。そこでは、公使（public ministers）に認められる免除が領事にも拡大されるのかという問題について、バインケルスフークが記述した時点では若干の疑義が存在したが、ライプニッツはこれについて肯定的であったことが指摘され、更に、註において、ライプニッツが、領事が自国民に管轄権を行使する場合があるという慣行（usage）を根拠に、領事自身は領域国の管轄権から免除されていると論じたとされている。(84)

このように、一九世紀までの国際法史概説書（勿論、そのような分類に直接的に該当する著作の総数は僅少である。）におけるライプニッツへの言及は、必ずしも多いとは言えない。それでも、国際法学史の観点からの彼への関心は、その当時の国際法概説書における彼への関心に比較するならば、より大きいものであったとは言えるであろう。それでは、二〇世紀以降の国際法史概説書におけるライプニッツの扱われ方はどのようなものであろうか。

(2) 二〇世紀以降の国際法史概説書におけるライプニッツ

先ず、二〇世紀初頭にピレ（Antoine Pillet）を編者として纏められた国際法理論史の基本文献で、個別の著述家を各々の担当者が扱ったもの(85)においては、ライプニッツは個別の論述対象とはされていない。そして、ライプニッツへの言及が全くなされていない国際法史概説書も存在している。(86)

また、ライプニッツの名が登場する場合であっても、その紹介のされ方は極めて限定された範囲のものであることが多い。その典型が、『国際公法百科』における「国際法史：一六四八年から一八一五年まで」と題された

項目を担当したフェロスタ（Stephan Verosta）による記述である。即ち、彼は、本文中で「一般的条約集」（general treaty collections）の一つとして『類纂』を挙げ、同項目末尾に付された文献目録中で『類纂』と『*Suprematus* 論』を挙げるにとどまっているのである[87]。ほぼ同様の状況は、ツィークラー（Karl-Heinz Ziegler）の著作においても見出される。即ち、彼の『国際法史』では、国家実行集成及び条約集の紹介の中で『類纂』及び『類纂補遺』が登場する箇所[88]のみにおいて、ライプニッツの名が登場するのである。ライプニッツに関する若干の実質的評価を伴うものの、ほぼ同様の状況は、現在に至るまで最も標準的な国際法史概説書であると判断されるヌスバオム（Arthur Nussbaum）の『国際法要史』においても看取可能である。即ち、同書においては、一八世紀における条約集編纂活動の先駆的事例を論ずる中で、その筆頭に「一六九三年に多才のドイツ人哲学者ライプニッツが彼の『類纂』の公刊を開始した」ことが挙げられ、「それは最初の、そして必然的に不完全な、試みとなった[89]」との評価が示されているが、これが同書におけるライプニッツへの唯一の言及箇所である。つまり、これらの著作においては、ライプニッツは「条約集」の嚆矢となる『類纂』（及び『類纂補遺』）の編者としての位置付けがなされるのみなのである。

それでも、一九世紀までの時期におけると同様に、二〇世紀以降においても国際法史研究者の間では、ライプニッツの（国際）法理論は一定の学問的関心の対象ではあったようであり、『類纂』（及び『類纂補遺』）の編者としてのみならず、彼の「国際法」関連の理論についても論じる国際法史概説書も存在している。例えば、トゥルヨル＝イ＝セラ（Antonio Truyol y Serra）の国際法史概説書においては、二箇所でライプニッツへの言及がなされているが、その一つでは、ライプニッツが条約集作成の推進者となったとされつつ、『類纂』と『類纂補遺』が紹介され[90]、他の箇所では、ヴォルフに関する記述の中で、彼の哲学がライプニッツの影響を受けたものであることが指摘されている[91]。また、フォカレッリ（Carlo Focarelli）の国際法史概説書では、「アメリカ発見からナポ

レオン戦争まで」の時期を扱う第二章において「集団安全保障」（sicurezza collettiva）が論じられる中で、サン＝ピエール師（abate di Saint-Pierre）の『永久平和論』（*Projet pour rendre une paix perpétuelle en Europe*）が紹介され、それとの関連で、ライプニッツの見解が紹介されている。[92]

以上の諸著作に比較して、より詳細にライプニッツについて論じている国際法史概説書としては、次のものがある。先ず、ゴリエ（Dominique Gaurier）の著作においては、条約集作成者の筆頭にライプニッツが挙げられる[93]と共に、永久平和に関するライプニッツの所論が三頁にわたって比較的詳細に論じられている。[94]その際に、『類纂』の「序論」と『*Suprematus* 論』のみならず、一通の書簡[95]からの引用がなされている点が、他の類書と比較してのゴリエの著作の特色となっている。

また、グレーヴェ（Wilhelm G. Grewe）の国際法史概説書においては、合計四箇所（本文中三箇所、註の中で一箇所）でライプニッツへの言及がなされている。先ず、第二部「諸民族間の法（Ius inter gentes）：スペイン時代の国際法秩序（一四九四―一六四八年）」の第二章「国際法共同体の基礎：欧州の同族的キリスト教諸国（Die christlich-europäische Völkerfamilie）」の中で、十字軍の観念が一六・一七世紀にも存続していたとされ、ライプニッツが神聖ローマ帝国の安全保障のために論じた対トルコ戦争についての主張が紹介されている。[96]次に、第三部「欧州公法（Droit public de l'Europe）：フランス時代の国際法秩序（一六四八―一八一五年）」の第二章「国際法共同体の基礎：欧州の勢力均衡、王朝の連帯、植民地拡大」の中で、註においてヴァッテルの思想に対するライプニッツとヴォルフの影響が指摘されている。[97]また同章の本文中では、「キリスト教世界」（Christenheit）と「欧州」という二つの観念の統合がライプニッツによって完成された旨が論じられている。[98]更に、第三部第五章「法規則の形成：自然法と国家理性」中で、国際法学における「グロティウス派」乃至「折衷派」に属する学者としてヴォルフ及びヴァッテルと共にライプニッツが挙げられている。[99]

更に、ライプシュタイン（Ernst Reibstein）の国際法思想史概説書においては、その第四章（「啓蒙と後期古典派」）で「有名な哲学者」であるライプニッツの「国際法」理論が論じられている。そこでは、トマジウスの自然法と正義に関する議論に続き、ライプニッツの「国際法――より正確には、第二のユース・ゲンティウム（*jus gentium secundarium*）であり、それを彼［即ち、ライプニッツ］はグロティウス的なユース・ゲンティウム・ウォルンターリウム（*jus gentium voluntarium*）と同一視する――の法的性質」を巡る議論が紹介され、『法原理考察』からの一節が引用されているのである。[100] 尚、ライプシュタインは、多数の国際法研究者を動員して編まれた『国際法辞典』の中の「欧州国際法の時代（一六四八年から一八一五年まで）」と題された項目の末尾に付された文献一覧において、『*Suprematus* 論』、『類纂』（但し、『類纂補遺』を含むものとしている。）及び『忠告』を挙げている。[101]

㈡　国際法史の個別研究におけるライプニッツ

本章の最後に国際法史関連のより専門的な個別研究の中で、ライプニッツがどのように論じられているのかについて検証したい。

先ず、一九四五年に公刊されたジョーンズ（J. Walter Jones）の「国際法学者としてのライプニッツ」と題された論文が挙げられるべきであろう。彼はライプニッツの著作を基に彼の諸理論が内包する「国際法学」的な諸側面を紹介している。[102] また、シュレッカー（Paul Schrecker）は一九四七年に「ライプニッツの国際法の諸原則：この哲学者の生誕三〇〇周年に寄せて」と題された論考を公刊している。この論考は、題名から期待される国際法学的視点からのライプニッツの理論の分析は必ずしも中心的課題とはされておらず、また国際法学に関わる叙述は殆どが『類纂』に基づいている（その他には『永久平和論考察』に関わる論述が若干含まれている。）ため、読

者を学術的に満足させるものではない。（しかも、註が付されていないため、検証が困難となっていることも、同様の印象を読者に与える結果を招くであろう。）[103] 以上の他、ライプニッツと国際法学の関連について考察したものではないが、フリートリッヒ（Carl J. Friedrich）の一九六六年の論考である「法、政治及び国家に関するライプニッツの哲学的省察」は、本稿の論点や視点と合致する部分があり、国際法史研究に関わる論考としても評価されるべき著作となっている。[104]

更に、国際法史研究専門書の中でライプニッツに触れているものにも目を向けることとしたい。先ず、柳原は次のように、ライプニッツのユース・ゲンティウム観念について論じている。即ち、ライプニッツが『類纂』の「序文」の他、「いくつかの小篇のなかで、ユース・ゲンティウム概念を論じている」こと、彼が「法を上位者の命令と定義すれば、ユース・ゲンティウム・ヴォルンターリウムは否定されることになってしまうとして、プーフェンドルフの主意主義をはっきりと批判」していること、彼によれば「自然法は神の泉から流れ出る、人間本性の永遠的法」であること、また、「意思法は『慣習により受容されたか、上位者により制定された』もの」であって、「後者が国法」、「前者がほかならぬユース・ゲンティウム・ヴォルンターリウム」及び「もろもろの人民の黙示の合意により受容された」法であるとされることを挙げた上で、ライプニッツが「かなりグロティウスに類似したユース・ゲンティウム・ヴォルンターリウム論を展開した」ものの、「その叙述は、きわめて限定的なかたちのものにとどまっていた」のであり、「そのため、かれの理論が、哲学の面では弟子にあたるヴォルフを含めて、後世に影響を与えることはなかった」としているのである。[105]

また、フェルゼイル（Jan Hendrik Willem Verzijl）は、彼の一連の著作『歴史的見通しにおける国際法』の第二巻（『国際法人格』）において、「管見の限りでは、『国際人格』（international person）又は『国際法主体』（the subject of international law）という専門用語を最初に用いたのはライプニッツであり、彼は既に彼の『類纂』の

「序文」においてそれを使用したのである」[106]との指摘を行い、続いて、『類纂』の「序文」からの引用を行っている。そして、このフェルゼイルが提起した「ライプニッツの国際法主体理論」という問題に関連する業績である『国際法人格の概念：国際法の歴史及び理論の探究』を著したネイマンは、同書の中でライプニッツの理論の紹介にかなりの紙幅を費やしている[107]。以上の他、豊田は、七名のドイツの宮廷顧問官の「国際法」理論について論じた著作の中で、ライプニッツについての論述に一章を割いている[108]。

このように、国際法史研究者にとってライプニッツは一定の関心の対象であり続けたのであるが、本（二〇一五）年には、（二〇一三年三月に開催されたライプニッツに関する国際シンポジウムの成果として）ライプニッツの政治や社会科学に関わる諸側面を扱う論考を収めた論文集が公刊されるに至っている。同論文集所収の若干の論考は国際法史研究にとっても有益であると思われるが、特に、シュタイガー（Heinhard Steiger）の論考は、本稿でも重要な考察対象とされている"Suprematus"観念を中心としてライプニッツの外交及び「国際法」に関わる諸理論を考察しており、極めて重要であると判断されるのである[109]。

まとめ

以上で論じられた事柄から、次の諸点を指摘することが許されよう。

一九世紀末まで国際法概説書において、ライプニッツへの言及がなされることは決して頻繁なことではなく、二〇世紀以降には稀なこととなっている。しかも、それらの言及の殆どにおいて、『類纂』と関連付けて「最初の条約集編纂者としてのライプニッツ」という認識が示されており、ライプニッツの「国際法」理論全般に対する評価は見出され得ない。

国際法史研究者にとっては、（全く彼に言及しない国際法史概説書も存在するものの）ライプニッツは或る程度の

研究対象であり続けてきたと言い得る。そして、その中では従前の国際法概説書における「最初の条約集編纂者としてのライプニッツ」という評価のみならず、（「国際法」の「法源」及び「法主体」等の）個別理論に踏み込んだ評価もなされている。それでも、彼の「国際法」理論を彼の著作全般（勿論、前述のような彼の著作・書簡全集の刊行状況にあっては、「全て」を尽くすことは不可能である。）は言うに及ばず、法学関係著作全般についても考察の対象とする先行研究は未だ存在していないものと思われるのである。

(27) C. van Bynkershoek, *De dominio maris dissertatio* (1702). 本稿執筆に際しては、『国際法古典叢書』（*The Classics of International Law*）（hereafter referred to as "*The Classics*"）（New York, 1923）所収の一七四四年（ライデン）版を参照した。

(28) C. van Bynkershoek, *De foro legatorum tam in causa civili, quam criminali, liber singularis* (1721). 本稿執筆に際しては、次の文献に収められた一七四四年（ライデン）版を参照した。*The Classics* (Oxford/London, 1946).

(29) C. van Bynkershoek, *Quaestionum juris publici libri duo, quorum primus est de rebus bellicis, secundus de rebus varii argumenti* (1737). 本稿執筆に際しては、次の文献に収められた一七三七年（ライデン）版を参照した。*The Classics* (Oxford/London, 1930).

(30) Dutens, IV, iii, 157-162.

(31) Ch. Wolff, *Ius gentium methodo scientifica pertractatum* (1749). 本稿執筆に際しては、次の文献に収められた一七六四年（フランクフルト・ライプツィッヒ）版を参照した。*The Classics* (Oxford/London, 1934).

(32) J. J. Moser, *Grundsätze des europäischen Völkerrechts in Frieden-Zeiten* (Hanau, 1750).

(33) E. de. Vattel, *Le droit des gens; ou, principes de la loi naturelle appliqués à la conduite et aux affaires des nations et des souverains* (1758) (*The Classics* (Washington, D.C., 1916)). 註における引用・参照箇所の記載は、篇（Livre）・章（Chapitre）・節（§）である。

(34) *Ibid.*, I, v, 67.

（35） *Ibid*., I, xii, 155.

（36） *Ibid*., I, xviii, 208.

（37） *Ibid*., I, xxi, 262.

（38） G. F. von Martens, *Einleitung in das positive europäische Völkerrecht auf Verträge und Herkommen gegründet* (Göttingen, 1796), S.12 u. 13.

（39） Ebenda, S.14, Anm.(b)

（40） Ebenda, S.25, Anm.(e): S.203, Anm.(f).

（41） ライプニッツへの言及が見出されない国際法概説書の若干の例を以下に挙げる（発行年順）。A. W. A. W. Heffter, *Das europäisches Völkerrecht der Gegenwart* (Berlin, 1844): A. Polson, *Principles of the Law of Nations, with Practical Notes and Supplementary Essays on the Law of Blockade and on Contraband of War* (London, 1848): R. Wildman, *Institutes of International Law*, 2 vols. (London, 1849-1850): J. T. Abdy (ed.), *Kent's Commentary on International Law* (Cambridge, 1866): J. C. Bluntschli, *Das moderne Völkerrecht der civilisierten Staten* (Nördlingen, 1868)（尚、ブルンチュリは次の文献においてはかなり詳細にライプニッツの政治理論を紹介している。J. C. Bluntschli, *Geschichte des allgemeinen Statsrechts und der Politik: Seit dem sechzehnten Jahrhundert bis zur Gegenwart* (München, 1864), S.135-153.): E. S. Creasy, *First Platform of International Law* (London, 1876): Th. Funck-Brentano/A. Sorel, *Précis du droit des gens* (Paris, 1877): W. H. Hall, *International Law* (Oxford, 1880): *Idem, A Treatise on International Law*, 3rd ed. (Oxford, 1890): Th. A. Walker, *The Science of International Law* (London, 1893): T. J. Lawrence, *The Principles of International Law* (London/New York, 1895).また、国際法の歴史に関連する記述が多く見られる次の文献においてもライプニッツの名は見出されない。E. Nys, *Etudes de droit international et de droit politique*, 2 tomes (Bruxelles/Paris, 1896).

（42） See, *e.g.*, L. Levi, *International Law with Materials for a Code of International Law* (London, 1887) (reprint, Elibron Classics, Boston, Mass., 2003), p.7.

（43） Fr. Saalfeld, *Handbuch des positiven Völkerrechts* (Tübingen, 1833), S.12-13.

（44） Th. von Schmalz, *Das europäische Völkerrecht in acht Büchern* (Berlin, 1817). 但し、本稿執筆に際しては、同書の仏語版（*Le droit des gens européen* (traduit par L. de Bohm) (Paris, 1823)）に依拠した。

（45） *Ibid*., pp.26-27.

（46） *Ibid*., p.299.

（47） C. B. Kaltenborn von Stachau, *Kritik des Völkerrechts* (Leipzig, 1847), S.64.

（48） J. L. Klüber, *Europäisches Völkerrecht* (Stuttgart, 1821), S.31, Anm.(b).

（49） Ebenda, S.37, Anm.(e).

（50） Ebenda, S.37, Anm.(h).

（51） Ebenda, S.48, Anm.(a).

（52） Ebenda, S.91, Anm.(b).

（53） H. Wheaton, *Elements of International Law*, 2 vols. (London, 1836) (hereafter referred to as "*Elements*"). 但し、本稿執筆に際して参照したのは、ダナ（Richard Henry Dana）が編者となった第八版（フィラデルフィア、一八六六年）である。

（54） *Ibid*., p.6.

（55） *Ibid*., p.16. ホイートンが引用しているのは次の箇所であると思われる。*Codex* (*Praefatio*) (*Monitum* (*Codex*), I, xiv.). (Dutens, IV, iii, 297.) また、ホイートンは当該箇所の英訳に際して、"jus gentium" を "international law" としている。

（56） H. W. Halleck, *International Law, or, Rules Regulating the Intercourse of States in Peace and War* (San Francisco, 1861), p.17.

（57） J. Lorimer, *The Institutes of the Law of Nations*, 2 vols. (Edinburgh/London, 1884), vol.I, p.61.

（58） *Ibid*., vol.II, p.220.

（59） *Ibid*., vol.I, pp.74-78. 引用部分は次の箇所である。*Ibid*., vol.I, p.78.

（60） R. Phillimore, *Commentaries upon International Law*, 2nd ed. (4 vols.), vol.I (London, 1871), pp.33-34.

（61） *Ibid*., vol.II (London, 1871), p.326.

（62） *Ibid*., p.376, n.(f).

（63） *Ibid*., vol.III (London, 1873), pp.793-794.

（64） *Ibid*., p.879.

（65） J. Westlake, *International Law*, 2nd ed. in 2 vols. (Cambridge, 1910-13). 国際法の歴史に関する記述が比較的豊富な次のウェストレイクの著作においてもライプニッツの言及は見出されない。J. Westlake, *Chapters on the Principles of International Law* (Cambridge, 1884).

（66） T. J. Lawrence, *A Handbook of Public International Law*, 8th ed. (London, 1912).

（67） A. S. Hershey, *The Essentials of International Public Law* (New York, 1921).

（68） L. F. L. Oppenheim, *International Law: A Treatise*, in 2 vols. (London/New York/Bombay, 1905), vol.I (Peace), p.94.

（69） C. G. Fenwick, *International Law* (New York, 1924), pp.44-45, n.4.

（70） D. Anzilotti (traduction française par Gilbert Gidel), *Cours de droit international* (Paris, 1929).

（71） J. L. Brierly, *The Law of Nations: An Introduction to the International Law of Peace* (Oxford, 1928): *E.g.*, 6th ed., revised by C. H. M. Waldock (Oxford, 1963).

（72） Fr. Berber, *Lehrbuch des Völkerrechts*, 3 Bd. (München, 1960-1964), Bd.I, S.87.

（73） Fr. A. von der Heydte, *Völkerrecht: Ein Lehrbuch*, 2 Bd. (Köln, 1958-1960), Bd.I, S.56.

（74） 例えば、次章第一節(一)(1)で論じられているように、プーフェンドルフが法律を「上位者の命令」とすることに対して、ライプニッツは批判的である。

（75） M. Sørensen (ed.), *Manual of Public International Law* (London/Melbourne *etc*., 1968), p.20.

（76） R. Ward, *An Enquiry into the Foundation and History of the Law of Nations in Europe, from the Time of the Greeks and Romans, to the Age of Grotius*, in 2 vols. (London, 1795).

（77） K. Th. Pütter, *Beiträge zur Völkerrechtsgeschichte und Wissenschaft* (Leipzig, 1843), S.73, Anm.(4); S.78, Anm.(2);

S.101, Anm.(1); S.118, Anm.(4); S.182, Anm.(1).

（78） Th. A. Walker, *A History of the Law of Nations* (Cambridge, 1899), p.94.

（79） H. Wheaton, *Histoire des progrès du droit des gens en Europe depuis la Paix de Westphalie jusqu'au Congrès de Vienne* (Leipzig, 1841).

（80） H. Wheaton, *History of the Law of Nations in Europe and America; from the Earliest Times to the Treaty of Washington, 1842* (New York, 1845) (hereafter referred to as "*History*").

（81） *Ibid*., pp.97-98.（尚、ホイートン自身は、この『忠告』からの引用箇所を明示していないが、筆者が確認した限りでは、それは次の文献からのものである。*Monita* (*Pufendorfius*). (Dutens, IV, iii, 275-276.)）

（82） Wheaton, *History*, p.98.

（83） *Ibid*., pp.98-99.

（84） *Ibid*., p.244.（尚、この箇所でホイートンが参照しているのは次の文献である。*De jure suprematus*, cap.VI. (Dutens, IV, iii, 344-345.)）

（85） A. Pillet (réd.), *Les fondateurs du droit international* (Paris, 1904).

（86） A. C. G. M. Eyffinger (red.) *Compendium Volkenrechtsgeschiedenis*, 2e druk (Deventer, 1991).

（87） S. Verosta, "History of the Law of Nations: 1648-1815"; in *Encyclopedia of Public International Law*, vol.VII (Amsterdam/New York, 1984), pp.173, 174 *et* 178.尚、この項目の内容は、二〇一二年に公刊された『国際公法百科』の実質的改訂版においても変更されていない。See, R. Wolfrum (ed.), *The Max Planck Encyclopedia of Public International Law,* vol.IV (Oxford, 2012), pp.836, 840 *et* 843.

（88） K.-H. Ziegler, *Völkerrechtsgeschichte*, 2. Aufl. (München, 2007), S.159.

（89） A. Nussbaum, *A Concise History of the Law of Nations*, revised ed. (New York, 1958), p.138.尚、ヌスバオムはこれに続いて、「決定的な進歩はオランダにおいてなされた」として、神学者でユグノー難民であったベルナール（Jacques Bernard）による条約集（*Recueil des traités du paix, etc.*）の公刊開始（一七〇〇年）を挙げ、それが更にデュモンの条約集（*Corps universel*）に繋がるとしている。*Ibid*., pp.138-139.

（90） A. Truyol y Serra, *Histoire du droit international public* (Paris, 1995), p.91.
（91） *Ibid*., p.88.
（92） C. Focarelli, *Lezioni di storia del diritto internazionale* (Perugia, 2002), pp.76-79.（引用部分は七七頁。）
（93） D. Gaurier, *Histoire du droit international: De antiquité à la création de l'ONU* (Rennes, 2014), p.175.
（94） *Ibid*., pp.440-442
（95） Lettre II des Lettres à Mr. Grimarest. (Dutens, V, 64-67.)
（96） W. G. Grewe, *Epochen der Völkerrechtsgeschichte* (Baden-Baden, 1984), S.170.
（97） Ebenda, S.333, Anm.1.
（98） Ebenda, S.338.
（99） Ebenda, S.417.
（100） E. Reibstein, *Völkerrecht: Eine Geschichte seiner Ideen in Lehre und Praxis*, Bd.I (München, 1957), S.501-502.（尚、この箇所でライプニュタインが参照しているのは次の文献である。*Observationes*, IV. (Dutens, IV, iii, 270-271.)）
（101） E. Reibstein, "Zeit des europäischen Völkerrechts (1648-1815)"; in H.-J. Schlochauer (Hrsg.), *Wörterbuch des Völkerrechts*, 2. Aufl., Bd.III (Berlin, 1962), S.719.
（102） J. W. Jones, "Leibnitz as International Lawyer", *British Year Book of International Law*, vol.XXII (1945), pp.1-10.
（103） P. Schrecker, "Leibnitz' Prinzipien des Völkerrechts: Zum 300. Geburtstag des Philosophen", *Die Amerikanische Rundschau*, Bd.III (1947), S.114-122.このような印象を読者に与えるのは、掲載誌の性質が原因となっているものとも思われる。尚、シュレッカーは、この論考の公表の前年に、ライプニッツを思想史的観点から扱った次の文献を上梓している。P. Schrecker, "Leibnitz", *Journal of the History of Ideas*, vol.VII (1946), pp.484-498.
（104） C. J. Friedrich, "Philosophical Reflection", pp.79-91.
（105） 柳原正治『ヴォルフの国際法理論』（有斐閣、一九九八年）四一―四二頁。但し、註は省略されている。
（106） J. H. W. Verzijl, *International Law in Historical Perspective*, vol.II (Leyden, 1969), pp.2-3.（尚、ここでフェルぜ

イルが引用しているのは次の箇所である。*Codex* (*Praefatio*) (*Monitum* (*Codex*), I, xx.). (Dutens, IV, iii, 306.))

（107） Nijman, *op.cit.*, pp.58-80.

（108） T. Toyoda, *Theory and Politics of the Law of Nations: Political Bias in International Law Discourse of Seven German Court Councilors in the Seventeenth and Eighteenth Centuries* (Leiden/Boston, 2011), pp.81-101.

（109） Steiger, “Supremat”, S.135-206.